

事業事前評価表
国際協力機構東・中央アジア部中央・コーカサス課

1. 基本情報

国名：タジキスタン共和国（タジキスタン）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2020 年 11 月 26 日

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における中核人材育成分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

タジキスタンにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

1) 持続可能な経済発展のための制度づくり

タジキスタンは、ソ連時代に形成された社会主義的制度や枠組みが依然として残っていることや内戦に伴う人材流出により、主要経済官庁における市場経済主義の原則を理解した政策立案者は引き続き不足している。タジキスタン政府は「国家開発戦略 2016-2030 (National Development Strategy)」以下、「NDS-2030」という)において新たな経済成長モデルへの移行を目指し、制度支援システムの構築、民間セクター開発のためのビジネス環境の改善、人的資本の生産性の向上、投資の急成長等を目標としており、その解決のための支援として本事業が位置付けられる。

2) 持続可能な開発のための公共政策の強化

タジキスタン政府は「NDS-2030」において、優先開発目標として①エネルギー安全保障と電力の効率的利用の確保、②運輸通信の孤立状態からの脱却及び経由国になること、③食糧安全保障と良質の栄養への人々へのアクセスの確保などを掲げており、これらの実現には公共政策の強化が必要となる。本事業は、同国の取り組むべき開発課題における政策運営能力に資するものである。

（2）中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対タジキスタン共和国別開発協力方針（2018 年 9 月）では、「持続的な経済・社会発展が可能な国づくり支援」という基本方針の下、「経済・産業開発基盤の整備」、「基礎的サービスの向上」及び「安定化促進」を重点分野とし

て定めている。また対タジキスタン共和国 JICA 国別分析ペーパー（2018 年 8 月）においても同方針に準じて協力の方針を分析しており、各分野の成長を支える協力として、市場経済に基づく公共政策・制度構築やサービスデリバリー改善に資するガバナンス分野の行政官の人材育成は重要であるとしている。本事業は、本方針に基づき以下二つの援助重点分野を設定しており、我が国及び JICA の協力方針との整合性が認められる。

- 1) 持続可能な経済発展のための制度づくり：開発課題として、「経済開発」が含まれる。
- 2) 持続可能な開発のための公共政策の強化：開発課題として、「公共政策」、「国際関係」が含まれる。

また、本事業は、行政官の育成を通じて行政能力の向上に資するものであり、SDGs ゴール 4 「質の高い教育の確保」に貢献するものである。

（3）他の援助機関の対応

同国において類似事業を実施するドナーとして、主にドイツ、中国、ロシアが挙げられる他、アジア開発銀行や世界銀行等の国際機関による奨学金事業もある。

3. 事業概要

（1）事業目的

タジキスタンの政府の中核において活躍し得る若手行政官が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

（3）事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官を対象に最大 16 名（修士課程 15 名、博士課程 1 名）の留学生が、本邦大学院において、タジキスタンにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 1 年次事業として実施するものである。

（4）総事業費

260 百万円（概算協力額（日本側）：260 百万円、（タジキスタン側）：0 円）

(5) 事業実施期間

2020年7月～2025年3月を予定（計57カ月）。

(6) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、タジキスタンにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、タジキスタン政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を行ふ。

運営委員会の構成：国家公務員庁、大統領府、外務省、在タジキスタン日本国大使館、JICA タジキスタン事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動：特になし

2) 他援助機関等の援助活動：特になし

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし。

3) ジェンダー分類：(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

＜活動内容/分類理由＞ 本事業において、ジェンダー主流化のための直接の活動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

| 指標名 | 基準値（2020年） | 目標値（2026年） |
|----------------------------|------------|------------|
| 留学する学生数（人）：修士 | 0 | 15 |
| 留学する学生数（人）：博士 ¹ | 0 | 1 |
| 留学生の学位取得率（%） ² | 0 | 95 |

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去のJDS事業では、受入分野・受入大学等に関し毎年度ごとの計画策定であったため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、平成20年度以降新方式によるJDS事業においては、事業効果をその国の発展へとより直接的に繋げることが可能とするべく、協力準備調査を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく4期の計画を事前

¹ 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

² 学位取得率については、4期分の計画（3.（3）事業内容参照）全体における目標値とする。また、「5.（2）外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

7. 評価結果

本事業は、タジキスタンの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、若手行政官の育成を通じて、タジキスタン政府の各対象分野における課題解決能力の向上に資するものである。さらに、本事業は、質の高い教育の確保を目指す SDGs ゴール 4 に貢献するものであることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上